

健が発0916第3号
令和4年9月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定の申請手続き等について

標記については、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」
(令和4年8月1日付け健発第0801第18号健康局長通知の別添) Vの2において規定している。今般、がんゲノム医療中核拠点病院等の指定の申請手続き等について、下記の通り定めたので、各都道府県におかれては、貴管内のがんゲノム医療中核拠点病院等のがんゲノム医療に携わる医療機関に対して、これに基づき諸手続きいただくよう情報提供をお願いします。

【添付資料】

- 様式1 がんゲノム医療中核拠点病院等の指定申請書及び現況報告書について
- 様式2 がんゲノム医療中核拠点病院 現況報告書（新規指定申請書・指定更新申請書）
- 様式3 がんゲノム医療拠点病院 現況報告書（新規指定申請書・指定更新申請書）
- 様式4 がんゲノム医療連携病院 現況報告書

記

I 資料の種類について

- 1 令和4年10月1日時点でがんゲノム医療中核拠点病院等の指定を受けている病院は、以下の資料を提出すること。
 - (1) がんゲノム医療中核拠点病院は、様式2に加え、令和4年10月1日時点において、エキスパートパネルにおいて連携するがんゲノム医療連携病院の様式4を令和4年11月18日（必着）までに厚生労働省健康局がん・疾病対策課へ提出すること。
 - (2) がんゲノム医療拠点病院は、様式3に加え、令和4年10月1日時点において、エキスパートパネルにおいて連携するがんゲノム医療連携病院の様式4を令和4年11月18日（必着）までに厚生労働省健康局がん・疾病対策課へ提出すること。
 - (3) がんゲノム医療連携病院は様式4を自施設が連携するがんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院に提出すること。

- 2 令和4年10月1日時点でがんゲノム医療中核拠点病院の指定を受けている病院で、令和5年4月1日以降も引き続きがんゲノム医療中核拠点病院の指定を希望する場合は、様式1を令和4年11月18日（必着）までに厚生労働省健康局がん・疾病対策課へ直接提出すること。その際、様式1に特段の記載がない場合には、がんゲノム医療中核拠点病院の指定を受けられなかった場合がんゲノム医療拠点病院の指定の申請を行っているものとして取り扱うので留意すること。

また、がんゲノム医療中核拠点病院の指定を希望せず、がんゲノム医療拠点病院の指定を希望する場合には、様式1を提出すること。

- 3 令和4年10月1日時点でがんゲノム医療拠点病院の指定を受けている病院で、令和5年4月1日以降新たにがんゲノム医療中核拠点病院の指定を希望する場合は様式1及び様式2を、令和4年11月18日（必着）までに厚生労働省健康局がん・疾病対策課へ直接提出すること。その際、様式1に特段の記載がない場合には、がんゲノム医療中核拠点病院の指定を受けられなかった場合がんゲノム医療拠点病院の指定の申請を行っているものとして取り扱うので留意すること。

また、がんゲノム医療中核拠点病院の指定を希望せず、令和5年4月1日以降も引き続きがんゲノム医療拠点病院の指定を希望する場合には、様式1を提出すること。

4 令和4年10月1日時点でがんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院の指定を受けていない病院が、令和5年4月1日以降新たにごんゲノム医療中核拠点病院の指定を希望する場合は、様式1及び様式2を、令和4年11月18日（必着）までに厚生労働省健康局がん・疾病対策課へ直接提出すること。その際、様式1に特段の記載がない場合には、がんゲノム医療中核拠点病院の指定を受けられなかった場合、がんゲノム医療拠点病院の指定の申請を行っているものとして取り扱うので留意すること。

また、がんゲノム医療拠点病院の指定を希望する場合には、様式1及び様式3を提出すること。

II 資料の記載について

1 記載に当たっては欄外の指示や単位に従い、列、行、セル等の挿入を行わないこと。（報告内容の集計の妨げとなるため。）

2 提出資料（添付資料を含む。）については、第三者によって構成される指定の検討会の資料等として公表されることが考えられるため、個人情報保護等の観点から、個人情報に該当する箇所をマスキングしたものも併せて提出すること。マスキングしたものについては、ファイル名の先頭にマスキング版と記載すること。

マスキングに当たっては、個人情報に該当する箇所を「*」で置き換えること。（個人情報を入力したままのセルを塗りつぶす形でのマスキングは避けること。）

3 様式2、様式3及び様式4について、数字を記載する項目に実績がない又は配置されていない等の場合は、必ず「0」と記載し、空欄を残さないこと。

4 指定要件を満たさない項目があれば、様式2及び様式3では別紙10に、様式4では別紙8にそれぞれ記載すること。

5 様式2から様式4の別紙3の（1）から（10）については、国立がん研究センターの「がんゲノム情報管理センター」（以下「C-CAT」という。）に令和4年9月29日時点で登録されている情報を、C-CATが取りまとめ、令和4年10月中旬ごろに病院ごとに別途通知するため、当該の通知に記載のある内容を記載すること。

※ がん遺伝子パネル検査の実績等の状況については、令和4年12月初旬ごろをめどに再度C-CATに登録されている情報を取りまとめる予定である。指定の検討にあたっては、この再集計時点での登録状況を考慮す

るため、留意すること。

Ⅲ 資料の提出について

- 1 データについては、必ず、各施設が提出前に確認を行うこと。
- 2 様式2から様式4の病院基本情報シートに医療機関名と保険医療機関番号を明記すること。
- 3 提出する資料は、紙媒体1部及び電子媒体（CD-R1枚）とすること。
なお、様式2及び様式3で求める別添1から5、様式4で求める別添1から5は電子媒体（CD-R）のみ提出すること。
- 4 様式1の電子媒体はワードで提出すること。様式2及び様式3及び様式4並びにそれぞれの別紙資料の電子媒体は、エクセルファイルにて提出すること。（報告内容の集計ができないため、PDFにはしないこと。）
また、様式2及び様式3及び様式4並びにそれぞれの別紙資料記入においてシートを追加する必要がある場合には、本体のエクセルファイルに挿入せずに、別のエクセルファイルで提出すること。（報告内容の集計の妨げとなるため。）
- 5 紙媒体は医療機関ごとに通し頁を付すとともに、全てA4・両面印刷で提出すること。

Ⅳ その他

- 1 指定申請においては、申請時点において全ての指定要件を満たしていることを前提とするが、令和4年10月1日時点で指定要件を満たしていない医療機関が指定を希望する場合には、必ずⅡの4で定めた様式2から様式3の別紙に詳細の状況を記載すること。その際、必ず要件の充足を見込む時期を記載すること。今後、令和5年1月から2月頃に開催を見込む指定の検討会においては、検討会時点での要件充足状況を踏まえて指定の可否が判断されるため、令和4年10月2日以降に要件の充足状況に変化があった際には、現況報告書の提出とは別に、速やかに詳細の状況を文書で当課に届け出ること。
- 2 がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院の指定に当たっては、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院を含む）、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療

病院、小児がん拠点病院のいずれかである必要があるため留意すること。

また、がんゲノム医療連携病院の指定に当たっては、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院を含む）、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、小児がん拠点病院並びに小児がんの地域ブロック協議会が指定する小児がん連携病院類型1-Aのいずれかである必要があるため留意すること。

- 3 令和4年10月1日時点でがんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院の指定を受けている病院が、令和5年4月1日以降のがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院の指定を希望しない場合は、当該病院と当該病院に連携するがんゲノム医療連携病院におけるがんゲノム医療が令和5年4月1日以降も滞りなく継続できるよう、それぞれの病院の連携関係をあらかじめ検討しておくこと。

また、令和4年10月1日時点でがんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院の指定を受けている病院が、指定の検討の結果、令和5年4月1日以降のがんゲノム医療中核拠点病院・がんゲノム医療拠点病院のいずれの指定も受けられない場合があるため、そのような場合においても当該病院と当該病院に連携するがんゲノム医療連携病院におけるがんゲノム医療が令和5年4月1日以降も滞りなく継続できるよう、それぞれの病院の連携関係をあらかじめ検討しておくこと。

- 4 がんゲノム医療拠点病院の指定の検討のために追加で書類提出が必要となった場合は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課から連絡を行う。

- 5 本件の照会については、電子メールのみ受け付ける。なお、電子メールの件名を以下の凡例のいずれかとし、必ず医療機関名（都道府県名）を併記すること。照会をされる際は照会先に記載のある3名宛にお願いする。

【凡例】

- ・ **【がんゲノム医療中核拠点病院等】** 記載に関する照会・〇〇病院（〇〇県）
- ・ **【がんゲノム医療中核拠点病院等】** 指定要件に関する照会・〇〇病院（〇〇県）
- ・ **【がんゲノム医療中核拠点病院等】** 提出時期に関して・〇〇病院（〇〇県）
- ・ **【がんゲノム医療中核拠点病院等】** その他・〇〇病院（〇〇県）

○紙媒体およびCD-R送付先

封筒に小児がん拠点病院等関係書類在中の旨、記載すること

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 山内、春名、稲葉

○本件に係る連絡・照会先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 山内、春名、稲葉

Email: mhlw-cancer@mhlw.go.jp